

# 職員退職手当支給規程

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

# 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 一般の退職手当（第6条～第25条）
- 第3章 退職手当の支給制限等（第26条～第32条）
- 第4章 雑則（第33条・第34条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （退職手当の支給）

第2条 この規程による退職手当は、法人に勤務する職員のうち、常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規則その他法人の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程（第8条第2項中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第9条第2項中業務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

### （遺族の範囲及び順位）

第3条 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計

を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第4条 退職手当は、職員（死亡による退職の場合には、その遺族）の申出により、小切手の振出し又は口座振替の方法により支払うことができる。

2 第6条及び第21条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第25条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1箇月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当からの控除)

第5条 退職手当を支給する際、その退職手当から財団法人神奈川県厚生福利振興会（平成元年4月1日に財団法人神奈川県厚生福利振興会という名称で設立された法人をいう。）の住宅建設資金貸付金及び物資購入代金立替金に係る償還金の額に相当する金額を控除することができる。

## 第2章 一般の退職手当

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第16条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 退職した者に対する退職手当の基本額は、次条又は第9条の規定により退職した場合を除くほか、退職の日におけるその者の給料の月額（これに相当する給与を含み、給料が月額に定められている者については、給料の月額を21日分に相当する額とし、退職の日における職員が休職、停職、減給その他の事由により、この給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき 100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき 100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき 100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき 100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第27条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤務期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第16条第3号の規定により退職した者（就業規則第19条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長が定めたもの
- (3) その者の非違によることなく、勸奨を受けて退職した者で理事長が定めたもの

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達し

た日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき 100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき 100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第9条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、就業規則第16条第3号の規定により退職した者（同規則第19条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 就業規則第21条第1項第4号の規定による解雇の処分を受けて退職した者
- (3) 組織の改廃、事業所の移転等の場合において理事長が定めた計画に基づき勸奨を受けて退職した者
- (4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長が定めたもの
- (6) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で理事長が定めたもの

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき 100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき 100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき 100分の105

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第10条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いも

の（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
  - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第24条第1項に規定する特定団体職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第27条第1項若しくは第29条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第25条の規程による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととされたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は特定地方公共団体職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第24条第1項に規定する期間通算団体職員としての引き続いた在職期間
- (3) 第24条第2項に規定する期間通算団体職員又は特定団体職員としての引き続いた在職期間
- (4) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第11条 第9条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年退職日（就業規則第16条第3号に規定する定年退職日をいう。）から6箇月前までに退職した者（定年に達した日後に退職した者を除く。）で、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第10条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第10条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第10条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勸奨の要件)

第 12 条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 13 条 第 7 条から第 9 条までの規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 14 条 第 10 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額
- (2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 10 条第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 15 条 第 11 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 13 条	第 7 条から第 9 条まで	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 9 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 10 条の
第 14 条	第 10 条第 1 項の	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 10 条第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 11 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 14 条第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給



		料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第14条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第10条第1項第2号イ	第11条の規定により読み替えて適用する第10条第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第11条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第10条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程に規定する休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、就業規則第63条第1項第2号の規定による停職その他現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次条第1項で規定するものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60箇月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 7万400円
- (2) 第2号区分 6万5,000円

- (3) 第3号区分 5万9,550円
- (4) 第4号区分 5万4,150円
- (5) 第5号区分 4万3,350円
- (6) 第6号区分 3万2,500円
- (7) 第7号区分 2万7,100円
- (8) 第8号区分 2万1,700円
- (9) 第9号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第10条第2項第2号から第4号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第7条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(除くべき休職月等)

第17条 前条第1項に規定する除くべき休職月数等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 労働組合の業務に専ら従事するための休職（以下「組合専従休職」という。）若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「自己啓発等休業規程」という。）に規定する自己啓発等休業（自己啓発等休業規程第11条第2項の規定により読み替えて適用される第22条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）若しくは地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の配偶者同行休業に関する規程により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号から第4号ま

でに規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

- (2) 育児休業（地方独立行政法人神奈川県立病院機構育児休業規程第3条第1項の規定による育児休業をいう。以下「育児休業規程」という。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた第16条第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の4分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
  - (3) 育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務又は同規程第33条第1項の規定による短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
  - (4) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前2号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
  - (5) 短時間正規職員に関する規程第4条第1項に規定する短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の5分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 2 退職した者の基礎在職期間に地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の高齢者部分休業に関する規程第3条の規定（以下「高齢者部分休業規程」という。）による高齢者部分休業の承認を受けた期間のある月（以下この項において「部分休業月」という。）が含まれる場合には、退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月がある部分休

業月にあつては職員の区分が同一の部分休業月ごとにそれぞれその最初の部分休業月から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある部分休業月、退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月がない部分休業月にあつては当該部分休業月を基礎在職期間の各月から除くものとする。

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第18条 退職した者の基礎在職期間に第10条第2項第2号から第4号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における第16条第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

（職員の区分）

第19条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の1、2又は3の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法）

第20条 前条（第18条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定による場合であつて、調整月額のうちその額が等しいものがあるときには、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第 21 条 第 9 条第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第 6 条、第 9 条、第 10 条及び第 16 条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270
- (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
- (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
- (4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540

2 前項の「基本給月額」とは、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の規定による給料表の適用を受ける職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が別に定める額とする。

(勤続期間の計算)

第 22 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においてその者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算についてそれぞれ引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数（組合専従休職若しくは地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程第 3 条第 3 号に規定する事由（理事長が別に定める要件に該当する場合に限る。）又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を、高齢者部分休業規程第 3 条の規定による高齢者部分休業の承認を受けた期間のある月が 1 以上あったときは、当該承認を受けた期間のある月ごとに高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間（1 時間未満の時間を除く。）を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を合算した月数（その月数に 1 箇月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた月数）の 2 分の 1 に相当する月数を、それぞれ前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が 6 箇月以上 1 年未満（第 7 条第 1 項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）又は第 9 条第 1 項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1 年未満）の場合には、これを 1 年とする。
- 6 前項の規定は、第 21 条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間に

については、適用しない。

(勤続期間の計算の特例)

第 23 条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第 1 項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- (1) 第 2 条第 2 項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続き 12 箇月を超えるに至るまでのその引き続き勤務した期
- (2) 第 2 条第 2 項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続き 12 箇月を超えるに至るまでの間に引き続き職員となり、通算して 12 箇月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続き勤務した期間

(他団体職員として在職した後引き続き職員となった者等に対する退職手当に係る特例)

第 24 条 職員が、理事長の要請に応じ、引き続き理事長が認める団体(以下「特定団体」という。)で、退職手当(これに相当する給付を含む。以下この条において同じ。)に関する規定又は退職手当の支給基準において、一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 55 条に規定するもの。)の職員が、理事長の要請に応じて当該団体に使用される者(役員及び常時勤務することを要さない者を除く。以下「特定団体職員」という。)となるために退職し、退職手当を支給されずに、引き続き当該特定団体に使用される者となった場合に、一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を当該特定団体職員としての在職期間に通算することと定めているもの(以下「期間通算団体」という。)に使用される者(役員及び常時勤務することを要さない者を除く。以下「期間通算団体職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き期間通算団体職員として在職した後、引き続き再び職員となった者の前条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

- 2 期間通算団体職員が、理事長の依頼に基づき任命権者又は理事長の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合又は特定団体との計画的人事交流その他の理由によりこれに準ずるものとして理事長が認めた場合におけるその者の職員としての在職期間には、その者の期間通算団体職員又は特定団体職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。ただし、退職等により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職

期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- 3 前各号における在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員が、第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定団体職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職をし、かつ、引き続いて期間通算団体職員又は特定団体職員となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第25条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

### 第3章 退職手当の支給制限等

(定義)

第26条 この章において「懲戒解雇等」とは、就業規則第62条に該当し、第63条第1項第1号の規定による懲戒解雇その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせることをいう。

(懲戒解雇された場合等の退職手当の支給制限)

第27条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- (1) 懲戒解雇等により退職をした者
  - (2) 就業規則第21条第2項2号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者
- 2 理事長は、前項の規定による支給制限を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支給制限を受けるべき者に通知しなければならない。
  - 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該支給制限を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支給制限の内容を法人の定める公告の方法をもって通知に代えることができる。この場合においては、その公告した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該支給制限を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第 28 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止めるものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。
  - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止めることができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止めることができる。
- 4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払の差止め（以下「支払差止」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項又は第 45 条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止を行った場合で、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその者の基礎在職期間中



の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6箇月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止を行った場合で、当該支払差止を受けた者が次条第2項の規定による支給制限を受けることなく当該支払差止を受けた日から1年を経過したときは、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第29条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第27条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し、就業規則第62条に該当し、第63条第1項第1号の規定による懲戒解雇（以下「再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇」という。）を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の

算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認めるとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第27条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。
- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による支給制限を行おうとするときは、当該支給制限を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取については、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）第3章第2節及び第38条の規定の例による。
- 5 第27条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による支給制限について準用する。
- 6 支払差止に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととしたときは、当該支払差止は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第30条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第27条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずることができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇を受けたとき。
  - (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による返納は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
  - 3 理事長は、第1項の規定による返納を行おうとするときは、当該返納を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取については、神奈川県行政手続条例第3章第2節及び第38条の規定の例による。

5 第27条第2項の規定は、第1項の規定による返納について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第31条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第27条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずることができる。

2 第27条第2項並びに前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による返納について準用する。

3 前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取については、神奈川県行政手続条例第3章第2節及び第38条の規定の例による。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第32条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6箇月以内に第30条第1項又は前条第1項の規定による返納を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6箇月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6箇月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6箇月以内に第30条第4項又は前条第3項における神奈川県行政手続条例第15条第1項の規定の例による通知を受けた場合において、第30条第1項又は前条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該

退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6箇月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第28条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第30条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6箇月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第30条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6箇月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇を受けた場合において、第30条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。
- 6 前各項の規定に基づき納付する金額は、第27条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による返納を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第27条第2項並びに第30条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による返納について準用する。

- 8 前項において準用する第 30 条第 3 項の規定による意見の聴取については、神奈川県行政手続条例第 3 章第 2 節及び第 38 条の規定の例による。

#### 第 4 章 雑則

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合における退職手当の不支給)

- 第 33 条 職員が退職した場合（第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(実施規定)

- 第 34 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により法人の職員となった者の第 22 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、同法第 61 条の規定により、その職員としての引き続いた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなして取扱うものとする。
- 3 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により法人の職員となった者又は理事長がこれに準ずると認める者（以下「承継職員等」という。）が退職した場合で、退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成 18 年 3 月 31 日以前に行われた給料月額の変額改定で理事長が別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 21 条第 2 項に規定する地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程による給料表の適用を受ける職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。
- 4 承継職員等が退職する場合において、その者が平成 18 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、基準日前日に適用されていた神奈川県職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条の 2 まで及び第 6 条の規定により計算した額（当該勤続期間が 42 年 8 月以上 44 年 6 月未満の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したも

のにあつては、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年8月未満の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び36年7月以上42年8月未満の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、この規程の第6条から第11条まで及び第13条から第21条までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

5 承継職員等のうち、第24条の規定により第10条第2項第2号から第4号までの規定に規定する期間が第22条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、基準日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として理事長が別に定める額」とする。

6 承継職員等のうち、基礎在職期間の初日が基準日前である者に対する第10条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間平成18年4月1日以後の期間に限る。」とする。

7 承継職員等のうち、第16条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間(	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間(
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(附則第11項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第7条から第11条及び附則第17項から第26項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第21条第1項中「第16条」とあるのは、「第16条並びに附則第8項」とする。

9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(附則第12項の規定に該当する者を除く。)で第7条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項及び第10条並びに附則第21項及び第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（附則第13項の規定に該当する者を除く。）で第9条又は附則第19項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

11 第7条から第9条まで又は附則第17項から第19項までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第7条から第11条まで及び附則第17項から第26項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

12 第7条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項並びに第10条並びに附則第21項及び第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

13 第9条又は附則第19項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。

（退職手当の基本額の算定方法の特例）

14 第7条、第8条第3項、第9条第3項並びに附則第9項及び第12項の規定の適用については、当分の間、第7条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上」とあるのは「15年を超え」とし、同項第4号中「21年以上」とあるのは「20年を超え」とし、同項第5号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第6号中「31年以上の」とあるのは「30年を超える」とし、同条第2項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上19年以下」とあるのは「15年を超え20年未満」とし、第8条第3項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上24年以下」とあるのは「15年を超え25年未満」とし、第9条第3項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第4号中「35年以上の」とあるのは「34年を超える」とし、附則第12項中「36年以上42年以下」とあるのは「35年を超え42年11月未満」とする。

15 第22条第1項から第4項までの規定により計算した在職期間に1年未満の月数がある場合（前項の規定により読み替えられた同条第5項に該当する場合を除く。）には、当該1年未満の月数に係る退職手当の算定については、当分の間、その者に適用される最も長期の勤続期間の区分の割合を12で除して得た割合に当該月数を乗じて得た割合（小数点第4位以下を切り捨てる。）で算定する。

（その他の経過措置）

16 当分の間、42年11月以上勤続して退職した者で第7条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第9条の規定

に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

17 当分の間、第7条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については、適用しない。

18 当分の間、第8条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「又は第9条」とあるのは、「、第9条又は附則第18項」とする。

19 当分の間、第9条第1項の規定は、25年以上の期間勤続したものであって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「又は第9条」とあるのは、「、第9条又は附則第19項」とする。

20 前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 就業規則第18条第1号に掲げる職員に相当する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として理事長が定める職員

21 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程附則第23項の規定による職員の給料月額の変定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

22 当分の間、退職した者（「給料月額7割措置」により給料月額が減額されたことがある者に限る。）の基礎在職期間（給料月額7割措置により減額された日（以下「7割措置減額日」という。）の前日までの間に限る。）中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第7条から第9条まで（附則第18項及び第19項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第10条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期



間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第7条から第9条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第7条から第9条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第7条から第9条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

23 当分の間、第9条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「定年退職日（就業規則第16条第3号に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに当該右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日」と、「(定年」とあるのは「(当該年齢」と、「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文並びに同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

附則第20項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第20項第1号に掲げる職員	65歳
附則第20項第2号に掲げる職員	理事長が定める年齢

24 当分の間、第9条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（前項の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（理事長が定める者を除く。）に対する第11条の規定の適用については、同条中「6箇月」とあるのは「0月」とする。

25 当分の間、第9条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第23項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号及び第10条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは「附則第23

項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とするほか、附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第11条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 26 当分の間、第9条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第23項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した場合における第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「15年」とあるのは「10年」と、「前条第1項」とあるのは「前条第1項並びに附則第22項」と、同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と第11条の表中

「

第10条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
-------------	---------	---

」

とあるのは、

「

第10条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、そ
-------------	---------	---

		の者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第22項第1号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第22項第2号	7割措置前給料月額に、	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得

		た額の合計額に、
附則第22項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第7条から第9条まで規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第22項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、

」

とするほか、附則第23項の表中の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 27 附則第22項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 附則第22項第2号イに掲げる割合が60以上の場合 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 附則第22項第2号アに掲げる割合が60以上の場合（前号に該当する場合を除く。） 特別特定減額前給料月額に附則第21項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- (3) 附則第22項第2号アに掲げる割合が60未満の場合 特別特定減額前給料月額に同号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 28 附則第26項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用する第11条に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第27項	附則第22項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第22項の
	同項	前項の規定により読み替えて適用する附則第22項
附則第27項第1号	附則第22項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第22項第2号イ
	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第27項第2号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定めら

		<p>れているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額</p>
	附則第22項第2号イ	<p>前項の規定により読み替えて適用する附則第22項第2号イ</p>
	及び7割措置前給料月額	<p>並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額</p>
	当該割合	<p>当該前項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合</p>
附則第27項第3号	特別特定減額前給料月額に同号イ	<p>特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を</p>

		退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に前項の規定により読み替えて適用する同号イ
	7割措置前給料月額	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
	から同号イ	から同項の規定により読み替えて適用する同号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則第 8 項（附則第 10 項及び第 14 項においてその例による場合を含む。）及び第 9 項の規定の適用については、附則第 8 項中「100 分の 87」とあるのは、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 25 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 100」と、同年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。
- 3 附則第 11 項（附則第 13 項においてその例による場合を含む。）及び第 12 項の規定の適用については、附則第 11 項中「100 分の 87」とあるのは、施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 100」と、同年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。
- 4 附則第 4 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 100」と、同年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 87」とあるのは、施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 100」と、同年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「104 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「104 分の 92」とする。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則



この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 19 条関係）

1 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

<p>第 1 号区分</p>	<p>(1) 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において適用されていた神奈川県病院事業庁企業職員の給与に関する規程（以下「平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程」という。）の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表 7 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(2) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表の適用を受けていた者で同表 6 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(3) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
<p>第 2 号区分</p>	<p>(1) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 10 級であったもの</p> <p>(2) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(4) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表 6 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表 5 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
<p>第 3 号区分</p>	<p>(1) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの</p> <p>(2) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの（第 2 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）</p>

	<p>のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(4) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表 5 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第 4 号区分	<p>(1) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>(2) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったものうち理事長が別に定めるもの又は 6 級であったもの(第 2 号区分の項第 2 号及び第 3 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったものうち理事長が別に定めるもの又は 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 3 号及び第 3 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(5) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったものうち理事長が別に定めるもの又は 7 級であったもの</p> <p>(6) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(7) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院特定任期付職員の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p>

	<p>(8) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第 5 号区分	<p>(1) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>(2) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの（第 4 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの（第 4 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(5) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの（第 4 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(6) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(7) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院特定任期付職員の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第 6 号区分	<p>(1) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p>

	<p>(2) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は 4 級であったもの</p> <p>(4) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(5) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(6) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は 6 級であったもの(第 4 号区分の項第 5 号及び第 5 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(8) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(9) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給又は 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第 7 号区分	<p>(1) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(2) 平成 17 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の給与規程の病院行</p>

	<p>政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(4) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>(6) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第6号区分の項第8号で掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(9) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級</p>

	<p>が5級であったもの又は6級であったもの（第6号区分の項第2号及び第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第3号及び第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(5) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(7) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(8) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第8号及び第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。）</p> <p>(9) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(2)の適用を受けていた者</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

2 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている神奈川県病院事業庁企業職員の給与に関する規程（以下「平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程」という。）の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療</p>
-------	--

	<p>職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表7号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第2号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第3号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4</p>



	<p>級であったもの（第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
<p>第4号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は6級であったもの（第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は4級であったもの（第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は7級であったもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p>

	(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの
第5号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院研究</p>

	<p>職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は6級であったもの(第4号区分の項第5号及び第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(9) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院研究</p>

	<p>職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。）</p> <p>(6) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</p> <p>(7) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。）</p> <p>(8) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は5級であったもの（第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。）のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(9) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は5級であったもの（第6号区分の項第2号及び第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第3号及び第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p>

	<p>(4) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は5級であったもの(第6号区分の項第8号及び第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。)</p> <p>(9) 平成18年4月以後平成22年3月以前の給与規程の病院任期付研究員給料表(2)の適用を受けていた者 30</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

### 3 平成22年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成22年4月1日以後適用されている地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下「平成22年4月以後の給与規程」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成22年4月1日以後適用されている地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則(以下「平成22年4月以後の任期付職員就業規則」という。)の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表7号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(3) 平成22年4月1日以後適用されている地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規程(以下「平成22年4月以後の任期付研究員就業規則」という。)の任期付研</p>
-------	---

	<p>究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
<p>第2号区分</p>	<p>(1) 平成22年4月以後の給与規程の事務職等給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成22年4月以後の給与規程の技術研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(4) 平成22年4月以後の任期付職員就業規則の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成22年4月以後の任期付研究員就業規則の任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
<p>第3号区分</p>	<p>(1) 平成22年4月以後の給与規程の事務職等給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成22年4月以後の給与規程の技術研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(4) 平成22年4月以後の任期付職員就業規則の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p>

	<p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
<p>第4号区分</p>	<p>(1) 平成22年4月以後の給与規程の事務職等給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成22年4月以後の給与規程の技術研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち理事長が別に定めるもの又は6級であったもの(第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち理事長が別に定めるもの又は4級であったもの(第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものうち理事長が別に定めるもの又は7級(第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。)であったもの</p> <p>(6) 平成22年4月以後の給与規程の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(7) 平成22年4月以後の給与規程の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成22年4月以後の任期付研究員就業規則の任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
<p>第5号区分</p>	<p>(1) 平成22年4月以後の給与規程の事務職等給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成22年4月以後の給与規程の技術研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(2)の適用を</p>

	<p>受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち理事長が別に定めるもの又は6級であったもの(第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(6) 平成22年4月以後の給与規程の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(7) 平成22年4月以後の任期付職員就業規則の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成22年4月以後の任期付研究員就業規則の任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成22年4月以後の給与規程の事務職等給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成22年4月以後の給与規程の事務職等給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成22年4月以後の給与規程の技術研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち理事長が別に定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(4) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(5) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(6) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち理事長が別に定めるもの又は5級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち理事長が別に定めるもの又は6級であったもの(第4号区分の項第5号及び第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p>



	<p>(7) 平成 22 年 4 月以後の給与規程の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(8) 平成 22 年 4 月以後の給与規程の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(9) 平成 22 年 4 月以後の任期付職員就業規則の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給又は 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成 22 年 4 月以後の任期付研究員就業規則の任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第 7 号区分	<p>(1) 平成 22 年 4 月以後の給与規程の事務職等給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(2) 平成 22 年 4 月以後の給与規程の事務職等給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの（第 6 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成 22 年 4 月以後の給与規程の技術研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの（第 6 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。）のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(4) 平成 22 年 4 月以後の給与規程の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの（第 6 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 平成 22 年 4 月以後の給与規程の医療職給料表(2)の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 6 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(6) 平成 22 年 4 月以後の給与規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 6 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。）のうち理事長が別に定めるもの又は 5 級であったもの（第 5 号区分の項第 5 項及び第 6 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(7) 平成 22 年 4 月以後の給与規程の福祉職給料表の適用を受け</p>

	<p>ていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。）</p> <p>(8) 平成22年4月以後の給与規程の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は5級であったもの（第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。）のうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(9) 平成22年4月以後の任期付研究員就業規則の任期付研究員給料表(1)の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成22年4月以後の給与規程の事務職等給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成22年4月以後の給与規程の事務職等給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は5級であったもの（第6号区分の項第2号及び第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成22年4月以後の給与規程の技術研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第3号及び第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(5) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は4級であったもの（第6号区分の項第6号及び第7号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</p> <p>(7) 平成22年4月以後の給与規程の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(8) 平成22年4月以後の給与規程の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は5級であったもの（第6号区分の項第8号及び第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。）</p>

	(9) 平成22年4月以後の任期付研究員就業規則の任期付研究員給料表(2)の適用を受けていた者 (10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者